

クーリングシェルター募集要領

1. 目的

鞍手町では、令和6年4月に改正された気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒情報が発表時における熱中症対策のため、町内の施設・店舗において地域住民が一時的に暑さをしのげる施設を「クーリングシェルター」として指定することとしています。

つきましては、町全体で熱中症対策に取り組むことを目的として、町とともに熱中症対策に取り組んでいただける施設・店舗を募集いたします。

2. 「クーリングシェルター」の要件

- (1) クーリングシェルターに位置付けるスペースについて、必要かつ適切な空間を確保できること（※1）
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表時に施設を住民等に無料開放できること（※2）
- (3) 冷房設備があり、対象スペースの室温を適切に保ち、適切な管理・運営ができること
- (4) 施設・店舗の名称、所在地等を町の広報紙、ウェブサイト等で公表することに同意すること

（※1）適切な空間とは、椅子等を置くなど、利用者が滞在できる空間のことです。

（※2）施設の通常運営（通常営業）の範囲内で差支えありません。

3. 運用期間

毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日

4. 実施内容

- (1) 対象施設の出入口等の見やすい場所に、町から配布するポスター等を掲示できること
- (2) 休憩用の椅子等の提供（既設のもので差し支えありません）
- (3) 適切な空調管理

（注）次のいずれかに該当する場合は、クーリングシェルターとして指定できない場合があります。

- ①法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき
- ②特定の政治活動、思想活動もしくは宗教活動を助長し、又は助長する恐れがあるとき
- ③その他適当でないと認められるとき

5. 応募期間及び応募方法

- (1) 応募期間
随時
- (2) 応募方法

応募用紙に必要事項を記載し、持参、FAX、電子メール、郵送のいずれかの方法で鞍手町に提出してください。

6. 提出後の流れ

応募用紙提出後の流れは次の通りです。

- (1) 町と応募者による協議（協定締結の準備）
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（町 HP 等）
- (4) クーリングシェルター運用開始

7. 指定の辞退等

(1) 協定期間の満了時に辞退する場合

協定で定めた有効期間満了の2か月前までに協定の更新をしない旨を申し出てください。

申し出がない場合は、協定は引き続き同一の条件で1年更新されるものとし、以後も同様とします。

(2) 協定期間中に辞退する場合

辞退日の1月前までに辞退する旨を申し出てください。